

県たばこ税

県たばこ税は、たばこの売渡しに対して課税され、みなさんがお買いになるたばこの代金に含まれています。

【納める人】

製造たばこの製造者、特定販売業者（輸入業者）又は卸売販売業者

【納める額】

たばこの種類	納める額
製造たばこ（旧3級品を除く）	1,000本当たり 860円
旧3級品の製造たばこ ^(注)	1,000本当たり 551円

(注) 旧3級品の製造たばこ（エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット、ウルマの6品目）については、平成28年4月1日から平成31年4月1日にかけて、次の表のとおり4段階で税率引上げが実施されます。

時 期	納める額
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	1,000本当たり 481円
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	1,000本当たり 551円
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	1,000本当たり 656円
平成31年4月1日以降	1,000本当たり 860円

【申告と納税】

製造たばこの製造者等が、毎月分をまとめて、翌月末日までに県に申告し、納付します。

440円のたばこ1箱（20本入り）に含まれている税金

